

平成 30 年 6 月 6 日

「資金運用における法令違反について」

平成 29 年度の資金運用に関し、主務大臣（外務大臣）が指定する金融機関以外の機関に対し預金の預入を行い、279,397 円の利子収入を得ていたことが判明しました。

本件の発生原因は、預金の預入に際し、運用先金融機関の信用度（格付け）にのみ着目した審査を行い、法令が定める主務大臣による指定の有無の確認を不注意により怠ったことにあります。

国際交流基金は、本件判明後、遅滞なく主務大臣に報告するとともに、発生の経緯及び原因の究明、関係者へのコンプライアンス遵守に関する指導、内部監査の強化等の再発防止策を行い、関与した役職員に対する人事上の処分を行いました。

また、本件によって生じた利子収入につきましては、今後、所定の手続きに沿って国庫返納を行うこととなっております。

このような法令違反が発生したことを深く反省しますとともに、今後は、本件のような事案が再発することがないように、適正な業務運営に取り組んでまいりますので、引き続き国際交流基金に対してご支援くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)
独立行政法人国際交流基金
コミュニケーションセンター
電話：03-5369-6075
FAX：03-5369-6044